

改 正 後	改 正 前
(表) 記 載 方 法 等 この特定貸付けに関する届出書付表2の1は、特定貸付けを行った平成21年12月14日以前の相続(遺贈)について納税滞りの適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市基盤農地等を有しない人が、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等である特例農地等について記載します。 なお、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外の農地等である特例農地等については、特定貸付けに関する届出書付表2の2に記載します。 1 この付表は、「特定貸付けに関する届出書」と一緒に提出してください。 2 この付表は、次により記載してください。 (1) 「番号」欄は、届出者の有する特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等である特例農地等について、1筆の農地又は堤草放牧地ごとに番号を付してください。 (2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 (4) 「面積」欄は、その特例農地等の面積を記載してください。	(新規)

改正後

改正前

特定貸付けに関する届出書 付表 2 の 2

届出者氏名

2 特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外であるもの			
番号	所在地	地目	面積
			m ²

版12-120-3-2-A4表-1

(新規)

改正後	改正前
(註) 記載方法等 この特定貸付けに関する届出書付表2の2は、特定貸付けを行った平成21年12月14日以前の相続(遺贈)について納税預りの適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市部農地等を有しない人が、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域農地等以外の農地等である特例農地等について記載します。 なお、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域農地等である特例農地等については、特定貸付けに関する届出書付表2の1に記載します。 1 この付表は、「特定貸付けに関する届出書」と一緒に提出してください。 2. この付表は、次により記載してください。 (1) 「番号」欄は、届出者の有する特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域農地等以外の農地等である特例農地等について、1筆の農地、除草放牧地又は圃場ごとに番号を付してください。 (2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 (4) 「面積」欄は、その特例農地等の面積を記載してください。	(新規)

「特定貸付けに関する届出書」の添付書類一覧

特定貸付けに関する届出書には、次の1及び2に掲げる書類を添付してください。

- 1 特定貸付けに関する届出書の「2 特定貸付けに関する事項」の「上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

(1) (1)を○で囲んだ人

- ・ 届出に係る特定貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業に係る農地売買等事業のために行われたものである旨及び当該特定貸付けを行った年月日を証する農地保有合理化法人の書類
- ・ 届出に係る特定貸付けについて農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する農業委員会の書類

(2) (2)を○で囲んだ人

次に掲げるイ又はロの区分に応じそれぞれに掲げる書類

- イ 特定貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けの場合

- ・ 届出に係る特定貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けである旨及び特定貸付けを行った年月日を証する市町村長の書類

- ロ 特定貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けの場合

- ・ 届出に係る特定貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けである旨及び特定貸付けを行った年月日を証する農地利用集積円滑化団体の書類
- ・ 届出に係る特定貸付けにつき農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨及び届出を受理した年月日を証する農業委員会の書類

(3) (3)を○で囲んだ人

- ・ 届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する市町村長の書類

- 2 平成21年12月14日以前の相続(遺贈)について相続税の納税猶予の適用を受けている農業相続人(相続(遺贈)により取得をした日において特例農地等のうちに都市営農農地等を有しない農業相続人に限ります。)が特定貸付けを行った場合には、その農業相続人が有する特例農地等が相続(遺贈)により取得した日において市街化区域内農地等である旨及び特例農地等の明細を記載した市町村長の書類を添付してください。

(新規)

返済月分等の年月日	借主氏名		借主氏名
年 月 日			

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付

農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書

郵便番号

届出書
受付印

平成 年 月 日

届出書氏名

〒

届出書 住所

氏名

電話番号

租況特別措置法第70条の5の2第1項に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については、
平成 年 月 日に 賃借権等の消滅 があり、新たな特定貸付けを行いましたので、
同条第2項 第4項 の規定の適用を受けますので、同項の規定により届け出ます。

1 被相続人等に関する事項

被相続人	住所	氏名
届出書が被相続人から農地等を相続(遺贈)により取得した年月日	昭和 年 月 日	

2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住所(居所) 又は本店 (主たる事務所)の所在地	氏名 又は 名称
特定貸付け を行った年月日	平成 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間
		借主:平成 年 月 日 借主:平成 年 月 日

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の
消滅があった場合に記載してください。)

《空借の経緯》

上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを
行っていた貸付農地等の明細は、付表のとおりです。

3 新たな特定貸付けに関する事項

新たに借り 受けた者	住所(居所) 又は本店 (主たる事務所)の所在地	氏名 又は 名称
新たな特定貸付け を行った年月日	平成 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の 新たな存続期間
		借主:平成 年 月 日 借主:平成 年 月 日

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた貸付農地等のうち上記の者へ新たに特定貸付けを
行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。(該当する番号を○で囲んでください。)

- ① 農地保有合理化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
② 農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
③ 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

関係者氏名

印

電話番号

(資 12-121-1-14 続一)

(新規)

※印は記入しないでください。

(表)
記載方法等

この届出書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が特例貸付の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部を農業経営基盤強化促進法の規定による一定の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といいます。特定貸付けを行った特例農地等を「特定貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該特定貸付農地等につき賃借権等の消滅又は耕作の放棄（農地法第32条の規定による通知又は公告があったことをいいます。以下同じです。）があり、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等につき次のA又はBに掲げる新たな特定貸付けを行ったときに引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は新たな特定貸付けを行ったごとに提出します。

また、この届出書の提出期限は、次のA又はBに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

- A 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行ったとき

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内

- B 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日の翌日から1年を経過する日までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行ったとき

新たな特定貸付けを行った日から2月以内

- この届出書は、次により記載してください。

- この届出書の本文中の「賃借権等の消滅」又は「耕作の放棄」は、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」及び「第4項」の文字を、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」及び「第3項」の文字を二重線で抹消してください。
- 「2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- この届出書には付添もありますのでご注意ください。
- この届出書の添付書類は「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。
- 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に自己の農業の用に供した場合で、引き続き納税猶予の適用を受けるときには、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に、別途、届出書の提出が必要で、詳しくは税務署におたずねください。
- 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から1年以内に新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途、承認申請書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

(新規)

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等
について新たな特定貸付けを行った旨の届出書 付表

届出者氏名

特定貸付農地等について本表の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特例農地等の明細は次のとおりです。
また、この届出書により届け出る新たな特定貸付けを行った特例農地等は、計号を○で囲んだものです。

番 号	所 在 地 所	地 目	面 積
1			㎡
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			

↑ 上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等のうち本表の新たに借り受けた者に対して新たな特定貸付けを行った特例農地等について、符号を○で囲んでください。

※ 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から1年以内に新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別紙、承認申請書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

(資12-121-2-A4様式)

《新規》

改正後	改正前
(農) 記載方法等 1 この付表は、「貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書」と一緒に提出してください。 2 この付表は、次により記載してください。 (1) 特定貸付農地等のうち本表の貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等のすべてについて、1 筆の農地又は採草放牧地ごとに記載してください。 (2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 (4) 「面積」欄は、貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の面積を記載してください。 (5) 記載した貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等のうち本表に記載した新たに借り受けた者に対して新たな特定貸付けを行った特別農地等について、符号を○で囲んでください。	(新規)

「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について
新たな特定貸付けを行った旨の届出書」の添付書類一覧

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書には、届出書の「3 新たな特定貸付けに関する事項」の「上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

1 (1)を○で囲んだ人

- ・ 届出に係る特定貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業に係る農地売買等事業のために行われたものである旨及び当該特定貸付けを行った年月日を証する農地保有合理化法人の書類
- ・ 届出に係る特定貸付けについて農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する農業委員会の書類

2 (2)を○で囲んだ人

次に掲げる(1)又は(2)の区分に応じそれぞれに掲げる書類

- (1) 特定貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けの場合
 - ・ 届出に係る特定貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けである旨及び特定貸付けを行った年月日を証する市町村長の書類
- (2) 特定貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けの場合
 - ・ 届出に係る特定貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けである旨及び特定貸付けを行った年月日を証する農地利用集積円滑化団体の書類
 - ・ 届出に係る特定貸付けにつき農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨及び届出を受理した年月日を証する農業委員会の書類

3 (3)を○で囲んだ人

- ・ 届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する市町村長の書類

(新規)

(新規)

定価 6 月 10 日	数量		単 価
1 月 2			

貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付
農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書

原保人簽名

平成 年 月 日

復 訪 券
受 付 印

復訪券長控

〒

届出者 住 所 _____

氏 名 _____ 電 話 _____

雇役特別措置法第70条の6の2第1項に規定する待遇貸付けを行った下記の特別農地等については、

平成 年 月 日に賃借権等の消滅
届出の放棄 があり、平成 年 月 日に自己の

農業の用に供し、同条 第2項 第4項 の規定の適用を受けますので、同項の規定により届け出ます。

※印は記入しないでください。

1 被相続人等に関する事項				
被相続人の住所及び氏名		住所		氏名
届出が被相続人から届出等を相続（遺贈）により取得した年月日			昭和 年 月 日	
2 貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項				
借り受けていた者		住所（農地）又は名称（主たる寄附所）の所在地		氏名又は名称
特定貸付けを行った年月日		平成 年 月 日		地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間
				日：平成 年 月 日 迄：平成 年 月 日
存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その年借は次のとおりです。（存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。） 〔年借の状況〕				
上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった特定貸付けを行っていた特別農地等の明細は、付表のとおりです。				
3 自己の農業の用に供した特別農地等に関する事項				
賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特別農地等のうち自己の農業の用に供した特別農地等の明細は、付表のとおりです。				
関与税務士	印		電 話 番 号	

$$(\overline{p}_k(2-122-1-\lambda) \leq \frac{3}{2} - 1)$$

改 正 後	改 正 前
(概) 記 載 方 法 等 この届出書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が納税猶予の適用を受けている農地又は雑草放牧地の全部又は一部を農業経営基盤強化促進法の規定による一定の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といい、特を貸付けを行った特例農地等を「特定貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該特定貸付農地等につき賃借権等の消滅又は耕作の放棄（農地について農地法第32条の規定による通知又は公告があったことをいいます。以下同じです。）があり、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を次のA又はBに掲げる自己の農業の用に供したときに引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。 なお、この届出書は自己の農業の用に供した部分ごとに提出します。 また、この届出書の提出期限は、次のA又はBに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。 A 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に自己の農業の用に供した場合 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内 B 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日の翌日から1年を経過する日までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る特定貸付農地等について自己の農業の用に供したとき 自己の農業の用に供した日から2月以内 ○ この届出書は、次により記載してください。 - この届出書の本文中の「賃借権等の消滅」又は「耕作の放棄」及び「第2項」又は「第4項」は、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」及び「第4項」の文字を、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」及び「第2項」の文字を二重線で抹消してください。 「2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「右納税期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。 - この届出書には付表もありますのでご注意ください。 - この届出書には、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨を証する農業委員会等の書類を添付してください。 - 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行った場合で、引き続き納税猶予の適用を受けるときには、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。 - 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から1年以内に新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途、承認申請書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。	(新規)

貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等
を自己の農業の用に供した旨の届出書 付表

届出者氏名	
-------	--

特定貸付農地等について本表の貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった特例農地等の明細は次のとおりです。
また、この届出書により届け出る自己の農業の用に供した特例農地等は、番号を○で囲んだものです。

番 号	所 在 地 所	地 目	面 積	左記の特例農地等 のうち自己の農業の 用に供した特例農地等 の届出書の提出の時 における利用状況
1			m	
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				

↑ 上記の貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等について、番号を○で囲んでください。

※ 貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から1年以内に新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、長務部長の承認を受けるときには、別途、手続申請書の提出が必要です。詳しくは関係書におたずねください。

(資12-122-2-A4並-1)

(新規)

改正後	改正前
(裏) 記載方法等 1 この付表は、「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」と一緒に提出してください。 2 この付表は、次により記載してください。 (1) 特定貸付農地等のうち本来の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等のすべてについて、1筆の農地又は採草放牧地ごとに記載してください。 (2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 (4) 「面積」欄は、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の面積を記載してください。 (5) 「左記の特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の届出書の提出の際における利用状況」欄は、自己の農業の用に供した特例農地等について、この届出書の提出の際における作付状況を記載してください。 (6) 記載した賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等のうち本表に記載した自己の農業の用に供した日において自己の農業の用に供した特例農地等について、番号を○で囲んでください。	(新規)

改正後

改正前

受理年月日	平成 年 月 日
受理番号	

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付
農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書

承認番号 原

税 務 署
受 付 印

平成 年 月 日

税務署長殿

〒

申請者 住 所

氏 名

の 電話

租税特別措置法第70条の6の2第1項に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については、
平成 年 月 日に賃借権等の消滅
耕作の放棄 があり、同日から1年以内に新たな特定貸付けを行う
見込みです。ついては、同条 第3項 第7項 の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令
第40条の7の2 第3項 第7項 の規定により承認申請します。

1 該相対人等に関する事項

貸 付 人	住 所	氏 名
借受者が貸付人から農地等を相対（譲渡）により取得した年月日		昭和 年 月 日 平成 年 月 日

2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者に関する事項

借り受けていた者	住所（居所） 又は本店 （主たる事務所）の所在地	氏 名 又は 名 称
特定貸付けを行 った年月日	平成 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の消滅時期 自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日

当該期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に賃借権等の
消滅があった場合に記載してください。）

（空欄の枠内）

上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを
行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3 新たな特定貸付けを行う見込みに関する事項

新たな特定貸付けを行う予定年月日 （特例農地等ごとに貸付けを行う予定年月日が異なる場 合には特例農地等ごとに付表に記載してください。）	平成 年 月 日
---	----------

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に特定貸付けができない事情

（空欄）

上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを
行っていた特例農地等のうちこの承認申請書により承認の申請を行う特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより貸付先を譲っています。（譲渡する番号のすべてを○で囲んでくだ
さい。）

- (1) 農地保有合理化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- (2) 農地利用振興田圃化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- (3) 農用地利用振興計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

国と税理士	印	電話番号
-------	---	------

（資 12-123-1-A 4 統一）

（新規）

印は記入しないでください。

(表)
記載方法等

この承認申請書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が相続猶予の適用を受けている農地又は農業放棄地の全部又は一部を農業経営基盤強化促進法の規定による一定の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といいます。特定貸付けを行った特別農地等を「特定貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該特定貸付農地等につき賃借権等の消滅又は耕作の放棄（農地について農地法第32条の規定による通知又は公告があったことをいいます。以下同じです。）があり、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から1年を経過する日までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受けるときに使用してください。

なお、この承認申請書の提出期限は、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内です。

○ この申請書は、次により記載してください。

- 1 賃借権等の消滅があったため承認の申請をするときは、本文中の「耕作の放棄」及び「第7項」の文字を、耕作の放棄があったため承認の申請をするときは、「賃借権等の消滅」及び「第3項」の文字を二重線で強調してください。
- 2 「2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の借前借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- 3 「3 新たな特定貸付けを行う見込みに関する事項」の「新たな特定貸付けを行う予定年月日」欄は、承認の申請に係る特別農地等ごとに新たな特定貸付けを行う予定年月日が異なる場合には、本表には記載せずに「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書（付表）」の所定欄に記載してください。
- 4 この承認申請書には付表もありますのでご注意ください。
- 5 この承認申請書の添付書類は「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書の添付書類一覧」のとおりですので、承認申請書に添付して提出してください。
- 6 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特別農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

(新規)

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等
に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書 付表

申請者氏名

特定貸付農地等について本表の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の
消滅又は耕作の放棄があった特例農地等の明細は次のとおりです。
また、この承認申請書により承認申請を行う特例農地等は、番号を○で囲んだものです。

番 号	所 在 地 所	地 目	面 積	貸付予定年月日 (左記の特例農地等 が貸付予定年月日が 異なる場合に記載し てください。)
1				平成 年 月 日
2				平成 年 月 日
3				平成 年 月 日
4				平成 年 月 日
5				平成 年 月 日
6				平成 年 月 日
7				平成 年 月 日
8				平成 年 月 日
9				平成 年 月 日
10				平成 年 月 日
11				平成 年 月 日
12				平成 年 月 日
13				平成 年 月 日
14				平成 年 月 日

上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等のうち承認申請を行う特例農地等に
ついて、番号を○で囲んでください。

※ 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放
棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、賃借権等の消滅又
は耕作の放棄があった日から2月以内に別途、届出書の提出が必要です。詳しくは従務室におたずねください。

(資12-123-2-A4統一)

(新規)

改 正 後	改 正 前
(表) 記 載 方 法 等 1 この付表は、「貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書」と一緒に提出してください。 2 この付表は、次により記載してください。 (1) 特定貸付農地等のうち本表の貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等のすべてについて、1筆の農地又は採草放牧地ごとに記載してください。 (2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 (4) 「面積」欄は、貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の面積を記載してください。 (5) 「貸付予定年月日」欄は、この付表に係る承認申請書により承認を受ける貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった特例農地等について特例農地等ごとに貸付予定年月日が異なる場合に記載します。この場合には、本表の「3 新たな特定貸付けを行う見込みに関する事項」の「新たな特定貸付けを行う予定年月日」欄の記載は要しません。 (6) 記載した貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等のうち承認申請を行う特例農地等について、番号を○で囲んでください。	(新規)

「貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に
係る新たな特定貸付けに関する承認申請書」の添付書類一覧

貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書には、承認申請書の「3 新たな特定貸付けを行う見込みに関する事項」の「上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。」で○で囲んだ番号の貸付けにより貸付先を探していることを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

1 (1)を○で囲んだ人

承認の申請に係る貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業に係る農地売買等事業のために貸付けの申込みを受けたことを証する当該貸付けの申込みを受けた農地保有合理化法人の書類

2 (2)を○で囲んだ人

承認の申請に係る貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業のために貸付けの申込みを受けたことを証する当該貸付けの申込みを受けた農地利用集積円滑化団体の書類

3 (3)を○で囲んだ人

承認の申請に係る貸借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、農用地利用集積計画に定めるところによる貸付けのために貸付けの申込みを受けたことを証する当該貸付けの申込みを受けた市町村長の書類

(新規)

改正後

改正前

□□□□□□

第 号

住所又は

所在地（郵便地）

氏名又は

名称

平成 年 月 日

税務署長

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る
新たな特定貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）

平成 年 月 日付で申請のありました、租税特別措置法第70条の6の2 第3項
第7項
の規定に基づく承認申請を 承認
却下 いたします。

この通知に係る理由

（注） この承認に係る特別農地等について新たな特定貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供し
た場合には、新たな特定貸付けを行った日又は自己の農業の用に供した日から2月以内に、新た
な特定貸付けを行った旨又は自己の農業の用に供した旨の届出書を所管税務署長に提出
してください。

（ ）枚のうち（ ）枚目

（資12-124-2-A4表-1）

（新規）

改正後

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る
新たな特定貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書
（通知用）

使用目的

この承認（却下）書は、「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。

却下の通知を行う場合は、注書きの文字をすべて二重線で抹消する。

改正前

（新規）

農業相続人が特定貸付けを行った特定貸付農地等に関する明細書

〒

農業相続人 住 所 _____

氏 名 _____ 電話 _____

下記の農地又は採草放牧地については、被相続人の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに租税特別措置法第70条の6の2第1項に規定する特定貸付けを行ったので、租税特別措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けます。

1 被相続人等に関する事項

被相続人の 住所及び氏名	住 所		氏 名	
下記の農地又は採草放牧地を被相続人から相続(遺贈)により取得した年月日			平成 年 月 日	

2 特定貸付けを行った農地又は採草放牧地等に関する事項

番 号	所 在 場 所	地 目	面 積	特定貸付けを 行った年月日	特定貸付けに 関する届出書の 提出予定年月日
1				平成 年 月 日	平成 年 月 日
2				平成 年 月 日	平成 年 月 日
3				平成 年 月 日	平成 年 月 日
4				平成 年 月 日	平成 年 月 日
5				平成 年 月 日	平成 年 月 日
6				平成 年 月 日	平成 年 月 日
7				平成 年 月 日	平成 年 月 日
8				平成 年 月 日	平成 年 月 日
9				平成 年 月 日	平成 年 月 日
10				平成 年 月 日	平成 年 月 日

※ この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

(資12-125-A4添一)

(新規)

(裏)

記載方法等

この明細書は、次の①又は②に掲げる場合に、特定貸付けを行った日の翌日から2月を経過する日が特定貸付けを行った農地又は採草放牧地の取得に係る相続税の申告書の提出期限後となるとき（当該特定貸付けにつき特定貸付けに関する届出書を相続税の申告書に添付して提出する場合を除きます。）に使用します。

なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

①	農業経営者又は農業相続人の相続人が当該農業経営者又は農業相続人から相続又は遺贈により取得をした農地又は採草放牧地について、農業経営者又は農業相続人の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行い、当該特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合
②	贈与税の納税猶予の適用を受ける受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、受贈者が贈与税の納税猶予の適用を受ける農地又は採草放牧地について、贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行い、当該特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合

○ この明細書は、次により記載してください。

- この明細書は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに記載してください。
- 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
- 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
- 「面積」欄は、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地の面積を記載してください。
- この明細書に記載した農地又は採草放牧地に係る「特定貸付けに関する届出書」は、特定貸付けを行った日から2月以内に所轄の税務署長へ提出してください。
なお、届出書は、特定貸付けを行ったごとに提出してください。
- この明細書に記載した農地又は採草放牧地については、相続税の申告書第12表にも記載してください。

(新規)

改正後

改正前

贈与税の免除届出書

届出書の提出日	年	月	日
年	月	日	

電子郵便	捺印
※	※

平成 年 月 日

____ 氏等様

平成 年 月 日に

____ したので、租税特別措置法第70条の4第33項

の規定により下記の贈与税を免除されたいので租税特別措置法施行令第46条の6第30項の規定により

届け出ます。

届出者

〒

住所 _____ 氏名 _____ 贈与者との関係 _____ 印 受贈者

〒

住所 _____ 氏名 _____ 贈与者との関係 _____ 印 受贈者

〒

住所 _____ 氏名 _____ 贈与者との関係 _____ 印 受贈者

〒

住所 _____ 氏名 _____ 贈与者との関係 _____ 印 受贈者

〒

住所 _____ 氏名 _____ 贈与者との関係 _____ 印 受贈者

〒

住所 _____ 氏名 _____ 贈与者との関係 _____ 印 受贈者

〒

住所 _____ 氏名 _____ 贈与者との関係 _____ 印 受贈者

記

○ 昭和 _____ 年分 贈与税

○ 免除を受ける贈与税の額 _____ 円

関与税理士

電話番号

(資12-26-1-A456-)

贈与税の免除届出書

届出書の提出日	年	月	日
年	月	日	

電子郵便	捺印
※	※

平成 年 月 日

____ 氏等様

平成 年 月 日に

____ したので、租税特別措置法施行令

第40条の6第48条、第40条の7第51条の規定により下記の贈与税を免除されたいので届け出ます。

届出者

〒

住所 _____ 氏名 _____ 贈与者との関係 _____ 印 受贈者

〒

住所 _____ 氏名 _____ 贈与者との関係 _____ 印 受贈者

〒

住所 _____ 氏名 _____ 贈与者との関係 _____ 印 受贈者

〒

住所 _____ 氏名 _____ 贈与者との関係 _____ 印 受贈者

〒

住所 _____ 氏名 _____ 贈与者との関係 _____ 印 受贈者

〒

住所 _____ 氏名 _____ 贈与者との関係 _____ 印 受贈者

〒

住所 _____ 氏名 _____ 贈与者との関係 _____ 印 受贈者

記

○ 昭和 _____ 年分 贈与税

○ 免除を受ける贈与税の額 _____ 円

○ 租税特別措置法第40条の6第48条、第40条の7第51条の規定により

納税済年分の租税特別措置法第40条の6第48条、第40条の7第51条の規定により

_____ 円 × _____ 円 = _____ 円

(100円未満は切り

捨てて下さい。)

関与税理士

電話番号

(資12-26-A456-)

(裏)
記載方法等

この届出書は、贈与税の納税猶予を受けている人などの死亡等により納税猶予額の免除を受ける場合に使用してください。

1 届出書を提出する人

- (1) 贈与をした人が死亡したとき……納税猶予を受けている人
(2) 納税猶予を受けている人が死亡したとき……①特別農地等を贈与した人、又は②死亡した人の相続人と包括受遺者

2 記載方法等

- (1) 本文の「平成〇〇年〇月〇日に贈与者〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地甲第〇〇〇番が死亡」のように記載してください。

- (2) 「贈与者」との続柄欄は、上記1の(1)及び(2)の各項目の場合の該当者を「贈与者」「受贈者」のうちから適当で○で囲み、空欄には、届出書を提出する人の続柄を記載してください。

(表)
記載方法等

この届出書は、贈与税や相続税の納税猶予を受けている人などの死亡等により納税猶予額の免除を受ける場合に使用してください。

1 届出書を提出する人

贈与税と相続税の両方で、この届出書を提出する人が次のように異なります。

(1) 贈与税の場合

- イ 贈与をした人が死亡したとき……納税猶予を受けている人
ロ 納税猶予を受けている人が死亡したとき……①特別農地等を贈与した人、又は②死亡した人の相続人と包括受遺者

(2) 相続税の場合

- イ 納税猶予を受けている人が死亡したとき……死亡した人の相続人と包括受遺者
ロ 特別農地等を贈与したとき（贈与税の納税猶予の特例が受けられる贈与に限る。）……贈与をした人
ハ 相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過したとき……納税猶予を受けている人

2 記載方法等

- (1) 標題の「贈与税」や本文の「第40条の6第48項」「第40条の2第51項」など、2段組の箇所は、贈与税の免除届出をする場合は「相続税」及び「第40条の2第51項」の文字を、相続税の免除届出をする場合は「贈与税」及び「第40条の6第48項」の文字を横線で括弧してください。

- (2) 本文の「平成〇〇年〇月〇日に」欄には、免除事由の生じた年月日と免除事由等を次のように記載してください。

イ 免除事由が上記1の(1)及び(2)のイの場合

例えば「平成〇〇年〇月〇日に贈与者〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地甲第〇〇〇番が死亡」

ロ 免除事由が上記1の(2)のロの場合

例えば「平成〇〇年〇月〇日に〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地乙第〇〇〇番に農地等の全部を贈与」

ハ 免除事由が上記1の(2)のハの場合

例えば「平成〇〇年〇月〇日において、相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過」

- (3) 「受贈者」との続柄欄は、上記1の(1)及び(2)の各項目の場合の該当者を「受贈者」「受贈者」のうちから適当で○で囲み、空欄には、届出書を提出する人の続柄を記載してください。

- (4) 免除を受ける「贈与税」「相続税」欄は、全額免除になる場合の、免除額を記載してください。

- (5) 「相続税の一部免除の場合」欄は、上記1の(2)のロに該当する場合で特別農地等の一部を贈与した場合にはこの様式に従って計算し記載して下さい。

法定相続人の数	相続人	多	少
〇	〇	〇	〇

相続税の免除届出書

納税義務者	被相続人
住所	住所

____ 県庁長 殿

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

____ したので、租税特別措置法第70条の5第38項の規定により下記の相続税を免除させていただきますので、租税特別措置法施行令第40条の7第59項の規定により届け出ます。

届出者

〒 _____ 氏名 _____ 印 被相続人との関係 _____
住所 _____
〒 _____ 氏名 _____ 印 被相続人との関係 _____
住所 _____
〒 _____ 氏名 _____ 印 被相続人との関係 _____
住所 _____
〒 _____ 氏名 _____ 印 被相続人との関係 _____
住所 _____
〒 _____ 氏名 _____ 印 被相続人との関係 _____
住所 _____

記

○ 平成 ____ 年分 相続税

○ 免除を受ける相続税の額 _____ 円

○ 相続税の一部免除の場合

1. 特例農地等の一部につき農地等を贈与（贈与税の納税額予の適用を受ける贈与に限ります。）をした場合（措置法第70条の5第38項第3号）

納税額予分の相続税額（贈与分の農業投資価格超過額） _____ 円 × _____ 円 = _____ 円

（相続（贈与）による取得分の農業投資価格超過額）
（100円未満は切り捨てて下さい。）

2. 相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過した場合（措置法第70条の5第38項第4号）

納税額予分の相続税額 _____ 円 × _____ 円 = _____ 円

（免除額）

= _____ 円（100円未満は切り捨てて下さい。）

納税義務者

電話番号

0512-26-2-A4501

(新規)

※ 印紙は貼付しなくても可。

(表)
記載方法等

この届出書は、相続税の納税猶予を受けている人などの死亡等により納税猶予額の免除を受ける場合に使用してください。

1 届出書を提出する人

- (1) 納税猶予を受けている人が死亡したとき……死亡した人の相続人と包括受遺者
- (2) 特例農地等を贈与したとき（贈与税の納税猶予の事例が受けられる贈与に限る。）……贈与をした人
- (3) 相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過したとき……納税猶予を受けている人

2 記載方法等

- (1) 本文の「平成 年 月 日に」欄には、免除事由の生じた年月日と免除事由等を次のように記載してください。
 - イ 免除事由が上記1の(1)の場合
 - 例えば「平成〇〇年〇月〇日に農業相続人〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地甲野一郎が死亡」
 - ロ 免除事由が上記1の(2)の場合
 - 例えば「平成〇〇年〇月〇日に〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地乙野二郎に農地等の全部を贈与」
 - ハ 免除事由が上記1の(3)の場合
 - 例えば「平成〇〇年〇月〇日において、相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過」
- (2) 「農業相続人との関係」欄には、届出書を提出する人と農業相続人との関係を記載してください。
- (3) 「免除を受ける相続税の額 円」欄は、全額免除になる場合の、免除額を記載してください。
- (4) 「相続税の一部免除の場合」欄は、次の区分に従って記載してください。
 - イ 上記1の(2)に該当する場合で特例農地等の一部を贈与したときには、「特例農地等の一部につき農地等を贈与（贈与税の納税猶予の適用を受ける贈与に限ります。）をした場合（附置法第70条の6第38項第3号）」欄の算式に従って計算し記載してください。
 - ロ 上記1の(2)に該当する場合で農業相続人（相続又は遺贈により取得をした日において都市計画農地等である特例農地等を有しない農業相続人に限ります。）が有する特例農地等のうち市街化区域内農地等（都市計画農地等を除きます。）に係る納税猶予税額が免除されるときには、「相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過した場合（附置法第70条の6第38項第4号）」欄の算式に従って計算し記載してください。

(新規)

非上場株式等についての贈与税 相続税の納税猶予の継続届出書

届出書の提出年月日	届出印	章	号
年 月 日			

人 力	添 認
照	※

税 務 署 長 殿

平成____年____月____日

〒_____
住 所 _____

氏 名 _____ 用
(電話番号 _____)

第70条の7第1項
租税特別措置法第57条の4第1項の規定による贈与税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等

第19項
について確認し、関係 第19項 の規定により関係書類を添付して届け出ます。
第8項

非上場株式等の 贈与を受けた 相続(遺贈)があった	年月日	平 成	年	月	日
贈 与 者	住 所	氏 名			
被 贈 与 者					

この届出書は、認定(贈与・相続)承継会社、贈与者ごとに作成してください。

- 1 経営(贈与・相続)報告基準日(以下「基準日」といいます。) 平成____年____月____日
- 2 1の基準日における猶予中 贈与税 額 _____円
相続税 額 _____円
- 3 1の基準日において有する特別(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)の数は金額 _____株(口・円)
- 4 認定(贈与・相続)承継会社の名称 _____
- 5 1の基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該基準日までの間において、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【添付書類】 認定(贈与・相続)承継会社に係る基準日における次に掲げる書類

- 1 定款の写し
- 2 登記事項証明書(基準日以後に作成されたものに限ります。)
- 3 株主名簿の写しその他の書類で認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する当該認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類
- 4 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該基準日までを終了する事業年度の認定(贈与・相続)承継会社の貸借対照表及び損益計算書
- 5 認定(贈与・相続)承継会社の役員員数証明書(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下「円滑化法」といいます。)(施行規則第1条第6項に規定する従業員数証明書をいいます。)
- 6 基準日が経営(贈与・相続)承継期間内である場合には、円滑化法施行規則第12条第13項の承認書の写し及び同条第2項又は第4項の報告書の写し
- 7 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該基準日までに関会社分割又は組織変更をした場合には、当該会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は当該組織変更に係る組織変更計画書の写し
- 8 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該基準日までに関合併又は株式交換等があった場合には、異議の4の書類も併せて提出してください。

贈与税額	電話番号
------	------

(資12第-13-A4続一)

(新規)

添付書類は記入しなさい。

(要)

《 届 出 を す る 必 要 の あ る 方 》

次に掲げる方は、それぞれ次に掲げる提出期限までに贈与税又は相続税の納税額を引続き延べたい旨税務署長に届け出る必要があります。

1 非上場株式会社等についての贈与税の納税額の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方

- イ 経営贈与承認期間（注1）の場合 第一帰基日（注2）の翌日から5か月を経過する日
 ロ 経営贈与承認期間の末日の翌日から贈与中贈与税額に相当する贈与税の全部についてその償還期限が確定するまでの期間
 第二帰基日（注3）の翌日から3か月を経過する日

（注1）「経営贈与承認期間」とは、贈与の日属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日又は贈与者の死亡の日（いずれか早い日）までの期間をいいます。

（注2）「第一帰基日」とは、贈与の日属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して1年を経過することの日をいいます。

（注3）「第二帰基日」とは、経営贈与承認期間の末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。

2 非上場株式会社等についての相続税の納税額の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方

- イ 経営承認期間（注4）の場合 第一帰基日（注5）の翌日から5か月を経過する日
 ロ 経営承認期間の末日の翌日から贈与中相続税額に相当する相続税の全部についてその償還期限が確定するまでの期間
 第二帰基日（注6）の翌日から3か月を経過する日

（注4）「経営承認期間」とは、相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日又は経営承認相続人等（該相続人から相続又は遺贈により認定承継会社（同法第3条に規定する中小企業者のうち経済産業大臣認定を受けた会社で一定のもの）の非上場株式会社等の取得をした個人をいいます。）の死亡の日（いずれか早い日）までの期間をいいます。

（注5）「第一帰基日」とは、相続税の申告書の提出期限の翌日から1年を経過することの日をいいます。

（注6）「第二帰基日」とは、経営承認期間の末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。

3 非上場株式会社等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税額の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方

- イ 経営相続承認期間（注7）の場合 第一帰基日（注8）の翌日から5か月を経過する日
 ロ 経営相続承認期間の末日の翌日から贈与中相続税額に相当する相続税の全部についてその償還期限が確定するまでの期間
 第二帰基日（注9）の翌日から3か月を経過する日

（注7）「経営相続承認期間」とは、贈与の日属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日までの間に贈与者について相続が開始した場合における相続の開始の日からこの5年を経過する日又は受贈者の死亡の日（いずれか早い日）までの期間をいいます。

（注8）「第一帰基日」とは、贈与の日属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して、1年を経過することの日をいいます。

（注9）「第二帰基日」とは、経営相続承認期間の末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。

4 基幹日の直前の経営（贈与・相続）特例基幹日の翌日から当該基幹日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次の事項も併せて届出してください。なお、経営（贈与・相続）承認期間の末日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には、次の②の二に掲げる書類の提出は不要です。

（提出書類）

① 合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し

② 次に掲げる事項（合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。）

イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる直前における合併承継会社及び合併により消滅する会社（認定（贈与・相続）承継会社を除きます。）又は交換等承継会社の役員員数証明書

ロ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書

ハ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社のすべての株主又は社員の名又は名称及び住所並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類

ニ 合併又は株式交換等に係る内閣府設置法第12条第13項の承認書の写し及び同条第9項又は第14項の報告書の写し

(新規)

改正後

改正前

認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書

受贈者、相続人(受遺者)の氏名	入 力 区 域
	姓 名

税務特別措置法第44条の6第32項の規定による相続開始の届出における認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書は、次のとおりです。

認定(贈与・相続)承継会社の名称 (変更前)	本店の所在地 (変更前)
当該届出書を提出する日の直前の経費(贈与・相続)報告基準日までにおける事業年度における総収入金額	
経費(贈与・相続)報告基準日(以下「基準日」といいます。)の直前の経費(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の基準日までの間に、商売の譲渡、本店所在地の譲渡、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日	事実発生日 事 由

申告期限の翌日又は直前の経費(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の基準日までの間において、税務特別措置法第44条の6第32項又は同法第44条の8の2第29項に規定する資産保有型会社又は資産運用型会社に該当していません。

※ 今回の基準日が経費(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後である場合には、今回の基準日の属する事業年度の直前の事業年度末における認定(贈与・相続)承継会社の次に掲げる事項も記載してください。

① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額																																
② 直前の事業年度末における準備金の額																																
③ 直前の事業年度末における資産の帳簿価額の総額																																
④ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入(注1)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>帳簿価額</th> <th>運用収入</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有価証券</td> <td>資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する特別子会社の株式又は持分 特別子会社の株式又は持分以外のもの (上記株式又は持分を除く)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>不動産</td> <td>現に自ら運用しているもの以外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ゴルフ場その他の施設の利用に供する権利</td> <td>事業の用に供することを目的として有するもの以外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である物、貴金属及び宝石</td> <td>事業の用に供することを目的として有するもの以外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現金、預貯金等</td> <td>現金及び預貯金 経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤ 剰余金の配当等の額 (基準日の直前の事業年度末 以前5年間に支払われたもの)(注2)</td> <td>経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額 会社から支払われた額等のうち、法人税法第34条又は第38条の規定により償金の額に算入されない金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥ 上記④及び⑤の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g+h+i)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦ 上記④の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑧ 特定資産の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の総額に占める割合 (⑥/③)</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>⑨ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合(⑦/A)</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>⑩ 基準日における常時使用従業員の数</td> <td>人</td> </tr> </tbody></table>		帳簿価額	運用収入	有価証券	資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する特別子会社の株式又は持分 特別子会社の株式又は持分以外のもの (上記株式又は持分を除く)		不動産	現に自ら運用しているもの以外		ゴルフ場その他の施設の利用に供する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外		絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である物、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外		現金、預貯金等	現金及び預貯金 経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金		⑤ 剰余金の配当等の額 (基準日の直前の事業年度末 以前5年間に支払われたもの)(注2)	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額 会社から支払われた額等のうち、法人税法第34条又は第38条の規定により償金の額に算入されない金額		⑥ 上記④及び⑤の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g+h+i)		⑦ 上記④の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p)		⑧ 特定資産の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の総額に占める割合 (⑥/③)	%	⑨ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合(⑦/A)	%	⑩ 基準日における常時使用従業員の数	人
	帳簿価額	運用収入																														
有価証券	資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する特別子会社の株式又は持分 特別子会社の株式又は持分以外のもの (上記株式又は持分を除く)																															
不動産	現に自ら運用しているもの以外																															
ゴルフ場その他の施設の利用に供する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外																															
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である物、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外																															
現金、預貯金等	現金及び預貯金 経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金																															
⑤ 剰余金の配当等の額 (基準日の直前の事業年度末 以前5年間に支払われたもの)(注2)	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額 会社から支払われた額等のうち、法人税法第34条又は第38条の規定により償金の額に算入されない金額																															
⑥ 上記④及び⑤の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g+h+i)																																
⑦ 上記④の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p)																																
⑧ 特定資産の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の総額に占める割合 (⑥/③)	%																															
⑨ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合(⑦/A)	%																															
⑩ 基準日における常時使用従業員の数	人																															

(資12第-14-A 4頁-)

(新規)

当欄には記載しなくても構いません。この明細書は、非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税控除の経路届出書と一緒に提出してください。

改 正 後	改 正 前
(廃) 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、 - イ 非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」といいます。 - ロ 非上場株式会社等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」といいます。 - ハ 非上場株式会社等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」といいます。 2 「経営（贈与・相続）承継期間」とは、 - イ 非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第5号に規定する「経営贈与承継期間」といいます。 - ロ 非上場株式会社等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第8号に規定する「経営承継期間」といいます。 - ハ 非上場株式会社等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第5号に規定する「経営相続承継期間」といいます。 3 「資産保有型会社」及び「資産運用型会社」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第8号及び同項第9号に定めるものをいいます。 4 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第12項第2号イに定めるものをいいます。 5 「経営承継者」とは、 - イ 非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」といいます。 - ロ 非上場株式会社等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」といいます。 - ハ 非上場株式会社等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」といいます。 6 「経営承継者と特別の関係がある者」とは、 - イ 非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第9項に定める特別の関係がある者をいいます。 - ロ 非上場株式会社等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方及び非上場株式会社等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。 7 「常時従業員」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第4項に定める者をいいます。 (注1) 「特定資産の償却価額」とは事業年度末における会社の資産対照表上に計上されている償却額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。 (注2) 租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時期及び同法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。	(新規)

納税の滞りに係る期限が到来した滞り中 贈与税 相続税 額の明細書

受贈者、相続人（受益者）の氏名		人 力 政 策	
		策	策

租税特別措置法施行令 第40条の8第33項 の規定による経過（贈与・相続）報告基準日の直前の経過（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該基準日までの間において期限が到来した滞り中 贈与税 相続税 額の明細は、次のとおりです。

番号	期限の到来した事由 (該当する事由にチェックを付してください。)	事由が生じた 年 月 日	期限が到来した 課税(口)数等	期限が到来した滞り中 贈与税・相続税の額
	☐ 吸収合併・適格交換等 ☐ 合併(贈与・相続)非上場株式会社等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全 ☐ 子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更		課税(口)円	円
	☐ 吸収合併・適格交換等 ☐ 合併(贈与・相続)非上場株式会社等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全 ☐ 子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更		課税(口)円	円
	☐ 吸収合併・適格交換等 ☐ 合併(贈与・相続)非上場株式会社等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全 ☐ 子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更		課税(口)円	円
	☐ 吸収合併・適格交換等 ☐ 合併(贈与・相続)非上場株式会社等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全 ☐ 子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更		課税(口)円	円
	☐ 吸収合併・適格交換等 ☐ 合併(贈与・相続)非上場株式会社等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全 ☐ 子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更		課税(口)円	円

(資12第15-A4第1)

※ 欄には記載しない。

(新想)

(異)

1 「経営（関与・担税）報告基準日」とは、

- イ 非上場株式会社等についての贈与税の納税期の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
- ロ 非上場株式会社等についての相続税の納税期の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
- ハ 非上場株式会社等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税期の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

2 「期限の到来した事由」は

- イ 「適格合併・適格交換等」とは、租税特別措置法第70条の7第5項又は同法第70条の7の2第4項（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
- ロ 「特例（贈与・相続）非上場株式会社等の一部譲渡等」とは、同法第70条の7第6項第2号又は同法第70条の7の2第5項第2号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
- ハ 「合併により消滅」とは、同法第70条の7第6項第3号又は同法第70条の7の2第5項第3号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
- ニ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第70条の7第6項第4号又は同法第70条の7の2第5項第4号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
- ホ 「会社分割」とは、同法第70条の7第6項第5号又は同法第70条の7の2第5項第5号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
- ヘ 「組織変更」とは、同法第70条の7第6項第6号又は同法第70条の7の2第5項第6号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。

3 「事由が生じた年月日」とは、

- イ 「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいます。
- ロ 「特例（贈与・相続）非上場株式会社等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。
- ハ 「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。
- ニ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。
- ホ 「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。
- ヘ 「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。

(新規)

送付先住所の市区町村	番	号	第
〒	〇	〇	〇

人	力	准	認
※		※	

非上場株式等についての 贈与税 相続税 の納税滞りの免除届出書(死亡免除)

平成 年 月 日

農務部長 殿

平成 年 月 日に 贈与者 受贈者 相続人等 (氏名) へ

(印鑑) が死亡し、租税特別措置法 第70条の7第16項 第70条の7の2第10項第1号 の規定により次の 贈与税 相続税 を免除されたいので届け出ます。
第70条の7の4第12項

贈与者
〒

住所 氏名 贈与者 印 受贈者との関係 相続人等

〒

住所 氏名 贈与者 印 受贈者との関係 相続人等

※ 書きされない場合は適宜の用紙に記載してください。

- 1 特例(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)の 贈与を受けた 年月日 平成 年 月 日
- 2 死亡日における贈与中 贈与税 額 円
- 3 免除を受ける 贈与税 額 円
- 4 死亡日において有する非上場株式等の数又は金額 円(口・円)
- 5 贈与者 印 受贈者との関係 相続人等

6 死亡日の直前の贈与(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡日までの間に、納税の滞りに係る期限が満了した贈与中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の滞りに係る期限が満了した贈与中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【 添付書類 】 死亡日における認定(贈与・相続)承認書に係る次に掲げる書類

- 1 定款の写し
- 2 承認事項説明書(死亡日以後に作成されたものに限り、)
- 3 株主名簿の写しその他の書類で認定(贈与・相続)承認書の株主又は役員又は名簿及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する当該認定(贈与・相続)承認書の株式等に係る議決権の数が確認できる書類
- 4 死亡日の直前の贈与(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡日までに終了する事業年度の認定(贈与・相続)承認書の貸借対照表及び損益計算書
- 5 認定(贈与・相続)承認書の従業員数証明書(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下「円滑化法」といいます。))施行規則第1条第6項に規定する従業員数証明書をいいます。)
- 6 死亡日が経営期承認期間内である場合には、円滑化法施行規則第12条第1項の承認書の写し及び同条第2項の報告書の写し、死亡日が経営(相続)承認期間内である場合には、同規則第12条第4項の報告書の写し
- 7 死亡日の直前の贈与(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡日までに会社分割又は組織変更をした場合には、当該会社分割に係る親会社分割契約書若しくは併設分割計画書の写し又は当該組織変更に係る組織変更計画書の写し

関与税理士 電話番号

(資12第-16-A4表-)

(新規)

※ 印鑑は記入しないでください

(表)
記 載 方 法 等

1 届出書を提出する人

贈与者、経営承継受贈者及び経営承継相続人等が死亡したときには、その死亡した人の相続人(包括受遺者を含みます。)はこの届出書を提出する必要があります。

2 記載方法等

- (1) 標題の「贈与税」や本文の「第70条の7の2第16項第1号」、「受贈者」などの箇所については、該当第70条の7の4第12項 贈与者 相続人等
する部分以外の文字を傍線で抹消してください。

- (2) 本文の「平成 年 月 日に受贈者(氏名)住所」欄には、死亡年月日と住所、氏名
相続人等
を記載してください。

- (3) 「受贈者」との続柄欄は、届出書を提出する人の続柄を記載してください。
贈与者 相続人等

- (4) 「認定(贈与・相続)承継金法」は、租税特別措置法第70条の7第2項第1号、租税特別措置法第70条の7の2第2項第1号及び租税特別措置法第70条の7の4第2項第1号に定める会法をいいます。

- (5) 「贈与者」とは、租税特別措置法第70条の7第1項に定める「贈与者」をいいます。

- (6) 「受贈者」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第3号に定める「経営承継受贈者」をいいます。

- (7) 「相続人等」とは、租税特別措置法第70条の7の2第2項第3号に定める「経営承継相続人等」及び租税特別措置法第70条の7の4第2項第3号に定める「経営相続承継受贈者」をいいます。

(新規)

認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書
(免 除 届 出 書)

受贈者、相続人(受遺者)の氏名

入 力 区 域
姓 名
氏 名

租税特別措置法施行令第40条の3第34項の規定による免除届出書の提出における認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。

認定(贈与・相続)承継会社の名称 (変更前)	本店の所在地 (変更前)
死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額	A
死亡等の日の直前の経費(贈与・相続)抵当基礎日の翌日から死亡等の日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日	事実発生日 年 月

申告期限の翌日又は死亡等の日の直前の経費(贈与・相続)抵当基礎日の翌日から死亡等の日までの間に、遺言執行者等第40条の3第21項又は同法第40条の8の2第2項に規定する資産承継会社又は資産適用型会社は存在していません。

左記に該当する場合は35頁に添付してください
..... ☐

※ 死亡等の日が経費(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後である場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度末における認定(贈与・相続)承継会社の次の事項も記載してください。

① 死亡等の日の直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額		円	
② 死亡等の日の直前の事業年度末における借入金等の額		円	
③ 死亡等の日の直前の事業年度末における資産の帳簿価額の総額		円	
④ 死亡等の日の直前の事業年度(※)における特定資産の帳簿価額及び運用収入(注)	帳簿価額	運用収入	
有価証券	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a	j
	特別子会社の株式又は持分以外のもの(上記株式又は持分を除く)	b	k
	不動産	c	l
	ゴルフ場その他の施設の利用に際する権利	d	m
現金、預貯金等	現金及び預貯金	e	n
	経営者等及び当該経営者等と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金	f	o
⑤ 剰余金の配当等の額 (死亡等の日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの)(注)	親会社等及び当該親会社等と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	g	p
	会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第38条の規定により損金の額に算入されない金額	h	q
⑥ 上記④及び⑤の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g+h+i)		円	
⑦ 上記④の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p)		円	
⑧ 特定資産の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の総額に占める割合 (⑥/③)	%		
⑨ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合(⑦/A)	%		
⑩ 死亡等の日における常時使用従業員の数		人	

(資12免-10-A-4様式)

(新規)

添付には記載しないようご注意ください。この明細書は、非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税額その免除届出書と一緒に提出してください。

(其)

租税特別措置法第70条の7の2第10項第2号に係る免除届出書を提出する場合においては、特例非上場株式等のすべてを贈与した場合に限りこの明細書を提出してください。

- 1 「新設〈贈与・相続〉報告基準日」とは、
 - イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営継承報告基準日」をいいます。
 - ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
 - ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 「新設〈贈与・相続〉承継期間」とは、
 - イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営継承承継期間」をいいます。
 - ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営承継期間」をいいます。
 - ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続承継期間」をいいます。
- 3 「資産保有型会社」及び「資産運用型会社」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第8号及び同項第9号に定めるものをいいます。
- 4 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第12項第2号イに定めるものをいいます。
- 5 「経営承継者」とは、
 - イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
 - ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
 - ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- 6 「経営承継者と特別の関係がある者」とは、
 - イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第9項に定める特別の関係がある者をいいます。
 - ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方及び非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- 7 「當時使用従業員」とは、租税特別措置法施行規則第23条の3第4項に定める者をいいます。
- 8 「死亡等の日」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第34項の経営承継受贈者又は経営承継相続人に係る贈与者が死亡した日及び租税特別措置法施行令第40条の8の2第41項の経営承継相続人が死亡した日又は経営承継相続人等が租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

(注1) 「特定資産の帳簿価額」とは事業年度末における会社の貸借対照表上に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。

(注2) 租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時期及び同法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。

(新規)

改正後

改正前

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 額の明細書
相続税
(免 除 届 出 用)

受贈者、相続人(受益者)の氏名

入 力 欄
※ ※

租税特別措置法施行令 第40条の8第34項 の規定による死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日
第40条の8の2第41項
の翌日から死亡等の日までの間において期限が到来した猶予中 贈与税 額の明細は、次のとおりです。
相続税

番号	期限の到来した事由 (該当する事由にシ点を付してください。)	事 由 が 生 じ た 年 月 日	期限が到来した 課(口)数等	期限が到来した猶予中 贈与税・相続税の額
	☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例(贈与・相続)非上場株式会社等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全 ☐ 子会社等に譲渡 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更		課(口)円	円
	☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例(贈与・相続)非上場株式会社等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全 ☐ 子会社等に譲渡 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更		課(口)円	円
	☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例(贈与・相続)非上場株式会社等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全 ☐ 子会社等に譲渡 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更		課(口)円	円
	☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例(贈与・相続)非上場株式会社等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全 ☐ 子会社等に譲渡 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更		課(口)円	円
	☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例(贈与・相続)非上場株式会社等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全 ☐ 子会社等に譲渡 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更		課(口)円	円

※ 欄には記載しないください。

(新規)

(英)

租税特別措置法第70条の7の2第16項第2号に係る免除品出荷を提出する場合においては、特例非上場株式等のすべてを贈与した場合に限りこの明細書を提出してください

1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、

- イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
- ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
- ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第5号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

2 「期限の到来した事由」中

- イ 「適格合併・適格交換等」とは、租税特別措置法70条の7第5項又は同法第70条の7の2第4項（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
- ロ 「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等」とは、同法第70条の7第6項第2号又は同法第70条の7の2第5項第2号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
- ハ 「合併により消滅」とは、同法第70条の7第5項第3号又は同法第70条の7の2第5項第3号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
- ニ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第70条の7第6項第4号又は同法第70条の7の2第5項第4号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
- ホ 「会社分割」とは、同法第70条の7第5項第5号又は同法第70条の7の2第5項第5号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
- ヘ 「組織変更」とは、同法第70条の7第6項第6号又は同法第70条の7の2第5項第6号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。

3 「事由が生じた年月日」とは、

- イ 「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいます。
- ロ 「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。
- ハ 「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。
- ニ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。
- ホ 「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。
- ヘ 「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。

- 4 「死亡等の日」とは、租税特別措置法施行令第40条の3第34項の経営承継受贈者又は経営承継受贈者に係る贈与者が死亡した日及び租税特別措置法施行令第40条の8の2第41項の経営承継相続人等が死亡した日又は経営承継相続人等が租税特別措置法70条の7第1項の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

(新規)

平成 年 月 日	〒	番	号
----------	---	---	---

非上場株式等についての相続税の納税猶予の免除届出書（特例免除）

入	力	確	認
※		※	

平成 年 月 日

税務署長 殿

私は、租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与をし、同法第70条の7の2第16項第2号の規定により次の相続税を免除されたいので届け出ます。

届出者

〒

住所 _____ 氏名 _____ 印

認定承継会社の商号 _____

1 特例非上場株式等（以下「非上場株式等」といいます。）
の贈与をした年月日

平成 年 月 日

2 非上場株式等の贈与を受けた人の住所・氏名・税額

住所 _____ 氏名 _____ 贈与者との続柄 _____

3 贈与の直前において被相続人等（前出者）が有する非上場株式等の数又は金額 _____ 株（口・円）

4 贈与をした非上場株式等の数又は金額 _____ 株（口・円）

5 贈与の直前における贈与中相続税額 _____ 円

6 免除を受ける相続税額
（前出の「2記載方法等の（2）」により計算した相続税額） _____ 円

7 課税承認承継人等（前出者）が非上場株式等の相続（遺贈）をした年月日

平成 年 月 日

8 被相続人の住所 _____ 氏名 _____

9 贈与をした日の直前の経営報告基準日の翌日から贈与をした日までの間において、納税の猶予に係る期限が到来した
猶予中相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書
（免除届出用）」に記載の上、この届出書に添付して提出（非上場株式等のすべてを贈与した場合に限ります。）して
ください。

【添付書類】 添 非上場株式等のすべてを贈与していない場合には、添付書類の提出は必要ありません。
非上場株式等のすべてを贈与した日における認定承継会社に係る次に掲げる書類

- 1 定款の写し
- 2 登記事項証明書（贈与をした日以降に作成されたものに限りません。）
- 3 株主名簿の写しその他の書類で認定承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する当該認定承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類
- 4 贈与をした日の直前の経営報告基準日の翌日から贈与をした日までに終了する各事業年度の認定承継会社の貸借対照表及び損益計算書
- 5 認定承継会社の役員数証明書（中小企業における経営の承認の円滑化に関する法律（以下「円滑化法」といいます。）施行規則第1条第6項に規定する役員数証明書をいいます。）
- 6 贈与をした日の直前の経営報告基準日の翌日から贈与をした日までに会社分割又は組織変更をした場合には、当該会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は当該組織変更に係る組織変更計画書の写し

関与税理士

電話番号

（貸12場-19-A4表一）

(新規)

※印欄は記入しなくても可

(表)
記載方法等

1 届出書を提出する人

経営承継相続人等（租税特別措置法第70条の7の2第2項第3号に規定する者をいいます。）が経営承継期間（同法第70条の7の2第2項第6号に規定する期間をいいます。）の末日の翌日以後に同法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与をしたときには、届出書を提出する必要があります。

2 記載方法等

(1) 届出書の欄には、経営承継相続人等の住所、氏名及び認定承継会社（租税特別措置法第70条の7の2第1項に定める会社）の商号を記載してください。

(2) 「6 免除を受ける相続税額」欄には、次の算式により計算した金額を記載してください。

$$\text{贈与中相続税額} \times \frac{\text{措置法第70条の7の2第16項第2号に係る贈与をした特別非上場株式等（措置法第70条の7第1項の適用を受けるものに限る。）の数又は金額}}{\text{措置法第70条の7の2第16項第2号に係る贈与の直前における当該特別非上場株式等の数又は金額}}$$

(注) 計算した金額に円未満の端数があるとき又はその金額が円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。

(3) 「経営承継相続人等(届出者)が非上場株式等の相続(贈与)をした年月日」欄には届出者が非上場株式等を相続(贈与)により取得をした年月日を記載してください。

(4) 「被相続人の住所、氏名」欄には、非上場株式等に係る被相続人の住所、氏名を記載してください。

(新規)

送付日附の年	送付日附の月	送付日附の日	印
年	月	日	

非上場株式等についての 贈与税 相続税 の納税猶予取りやめ届出書

入	力	納	税
※		※	

平成 年 月 日

税務署長 殿

〒
届出者住所 _____

氏名 _____ 印

第70条の7第1項
私は、下記に係る租税特別措置法第70条の7の2第1項の規定に基づく非上場株式等
第70条の7の4第1項

についての納税猶予の特例について、この特例の適用を受けることを取りやめたいので、

その旨届け出ます。

記

1 贈与者又は被相続人の住所 _____ 氏名 _____

2 特例（受贈・相続）非上場株式等

の 贈与を受けた 年月日 平成 年 月 日
相続が開始があった

3 認定（贈与・相続）承継会社の所在地 _____ 名称 _____

4 猶予中贈与税額（相続税額） _____ 円

（注）この届出書を提出した日から2か月を経過する日（当該2か月を経過する日までの間に届出書を提出した者（証券承継受贈者、証券承継相続人等又は証券相続承継受贈者をいいます。以下「届出者」といいます。）が死亡した場合には、届出者の相続人（包括受遺者を含みます。）が届出者の死亡による相続の開始のあったことを知った日の翌日から6か月を経過する日）が納税の猶予に係る期限となりますので、当該納税の猶予に係る期限までに、猶予中の贈与税（相続税）及び利子税を納付する必要があります。

開封税関士 _____ 電話番号 _____

（第12巻-20-A4統一）

（新規）

当印は記入しないでください。

改正後	改正前
(第) 使用目的 この届出書は、贈与税・相続税の納税猶予の適用を受けた者が税務署長に納税猶予の適用を受けることを取りやめる旨の届出をするために使用するものである。	(新規)

贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及びその親族等
に該当しない旨の誓約書

平成____年____月____日

〔寄附を受
けた法人〕 住 所 _____
名 称 _____ 理事長 殿

租税特別措置法第 40 条の非課税承認申請書を提出する申請者（一同）は、貴法人に財産の寄附
をした下記の者が、貴法人の役員等及びその親族等（租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 7 項）
に該当しないことを誓約します。

氏 名	住 所	氏 名
〒		
〒		
〒		
〒		
〒		
〒		
〒		

証
明
書

贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及びその親族等
に該当しない旨の誓約書

平成____年____月____日

〔寄附を受
けた法人〕 住 所 _____
名 称 _____ 理事長 殿

租税特別措置法第 40 条の非課税承認申請書を提出する申請者（一同）は、貴法人に財産の寄附
をした下記の者が、貴法人の役員等及びその親族等（租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 3 項）
に該当しないことを誓約します。

氏 名	住 所	氏 名
〒		
〒		
〒		
〒		
〒		
〒		
〒		

証
明
書

贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及びその親族等
に該当しないことを確認した旨の証明書

国 税 庁 長 官 殿

当法人に財産の寄附をした上記の方が、当法人の役員等及びその親族等（租税特別措置法
施行令第 25 条の 17 第 7 項）に該当しないことを、当法人において確認しました。

平成____年____月____日

〔寄附を受
けた法人〕 住 所 _____
名 称 _____

代表者名 _____ 殿

〔連絡先〕 氏 名 _____

電話番号 _____

（資 13-28-A1-（統一））

贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及びその親族等
に該当しないことを確認した旨の証明書

国 税 庁 長 官 殿

当法人に財産の寄附をした上記の方が、当法人の役員等及びその親族等（租税特別措置法
施行令第 25 条の 17 第 3 項）に該当しないことを、当法人において確認しました。

平成____年____月____日

〔寄附を受
けた法人〕 住 所 _____
名 称 _____

代表者名 _____ 殿

〔連絡先〕 氏 名 _____

電話番号 _____

（資 13-28-A1-（統一））

改正後

依頼人	住所	〒	相税の 年月日	年 月 日
氏名	氏名		職業	

次 葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等
(相 続 税)

(1) 税額等の計算明細

区 分	申告(更正・決定)額	請 求 額
① 取得財産の価額	円	円
② 相続時特種課税適用財産の価額		
③ 債務及び葬式費用の金額		
④ 純資産価額(①+②-③)		
⑤ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額		
⑥ 課税価額(④+⑤)		
⑦ 相続税の税額(⑥の⑥の金額)		
一般の場合	⑧ 同上のあん分割合	%
	⑨ 算出税額(⑦×⑧)	円
相続税特別優遇第76条の4第2項の規定の適用を受ける場合 ⑩ 算出税額(⑦×⑧) (付表1(1)の⑩)		
⑪ 相続税法第15条の規定による加算額		
⑫ 暦年課税分の贈与税額控除額		
⑬ 配偶者の税額軽減額		
⑭ 未成年者控除額		
⑮ 障害者控除額		
⑯ 相次相続控除額		
⑰ 外国税額控除額		
⑱ 計		
⑲ ①+②-③ または ④+⑤-⑥		
⑳ 相続時特種課税分の贈与財産価額の控除額		
㉑ 小 計(⑲-⑳)		
㉒ 相続税額控除額		
㉓ 葬式等納税額予税額		
㉔ 葬式等納税額予税額		
(㉕-㉖) 一㉖	㉕ 申告期限までに納付すべき税額	
	㉖ 還付される税額	

(2) 相続税の税額の計算明細

区 分	申告(更正・決定)額	請 求 額
① 取得財産価額の合計額	円	円
② 相続時特種課税適用財産価額の合計額		
③ 債務及び葬式費用の合計額		
④ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の合計額		
⑤ 課税価額の合計額		
⑥ 法定相続人の数	人	人
⑦ 遺産に係る基礎控除額	円	円
⑧ 計算の基礎となる金額(⑤-⑦)		
⑨ 相続税の税額		

(資15-1-2-A4統一)

改正前

依頼人	住所	〒	相税の 年月日	年 月 日
氏名	氏名		職業	

次 葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等
(相 続 税)

(1) 税額等の計算明細

区 分	申告(更正・決定)額	請 求 額
① 取得財産の価額	円	円
② 相続時特種課税適用財産の価額		
③ 債務及び葬式費用の金額		
④ 純資産価額(①+②-③)		
⑤ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額		
⑥ 課税価額(④+⑤)		
⑦ 相続税の税額(⑥の⑥の金額)		
一般の場合	⑧ 同上のあん分割合	%
	⑨ 算出税額(⑦×⑧)	円
相続税特別優遇第76条の4第2項の規定の適用を受ける場合 ⑩ 算出税額(⑦×⑧) (付表1(1)の⑩)		
⑪ 相続税法第15条の規定による加算額		
⑫ 暦年課税分の贈与税額控除額		
⑬ 配偶者の税額軽減額		
⑭ 未成年者控除額		
⑮ 障害者控除額		
⑯ 相次相続控除額		
⑰ 外国税額控除額		
⑱ 計		
⑲ ①+②-③ または ④+⑤-⑥		
⑳ 相続時特種課税分の贈与財産価額の控除額		
㉑ 小 計(⑲-⑳)		
㉒ 相続税額予税額		
申告納税額(㉕-㉖)	㉕ 申告期限までに納付すべき税額	
	㉖ 還付される税額	

(2) 相続税の税額の計算明細

区 分	申告(更正・決定)額	請 求 額
① 取得財産価額の合計額	円	円
② 相続時特種課税適用財産価額の合計額		
③ 債務及び葬式費用の合計額		
④ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の合計額		
⑤ 課税価額の合計額		
⑥ 法定相続人の数	人	人
⑦ 遺産に係る基礎控除額	円	円
⑧ 計算の基礎となる金額(⑤-⑦)		
⑨ 相続税の税額		

(資15-1-2-A4統一)

次 葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等
(相 続 税 - 付 表 1)

〔租税特別措置法第70条の6（農地等についての相続税の納税猶予）
の適用を受けている人がいる場合の算出税額等の計算明細表〕

(1) 税額等の計算明細

区 分	申告（更正・決定）額	請 求 額
① 農業投資価格に基づく 取得財産の価額(注2)	円	円
② 債務及び葬式費用の金額		
③ 税 務 上 の 額 (① - ②)		
④ 税 務 上 の 額 に 加 算 さ れ る 課 税 基 準 額 の 算 出 税 額		
⑤ 課 税 基 準 額 (③ + ④)		
⑥ 農業投資価格に基づく相続税の税額 (⑤ の ①)		
⑦ 同 上 の あ ん 分 割 合	%	%
⑧ 算 出 税 額 (⑥ × ⑦)	円	円
農業相続人の農 業投資価格超過 額に対する税額		
⑨ 相続税の税額の税額 (本表(1)の⑧×⑩)		
⑩ 農業投資価格超過 額の税額		
⑪ 取得した農地等の 額に対する税額		
⑫ あ ん 分 割 合 (⑨ × ⑦)		
⑬ 農業投資価格に基づく算出税額 (⑧ + ⑫)		

(2) 農業投資価格に基づく相続税の税額の計算明細

区 分	申告（更正・決定）額	請 求 額
① 農業投資価格に基づく取 得財産価額の合計額(注2)	円	円
② 債務及び葬式費用の合計額		
③ 税 務 上 の 額 に 加 算 さ れ る 課 税 基 準 額 の 算 出 税 額		
④ 課 税 基 準 額 の 合 計 額		
⑤ 法 定 相 続 人 の 数	人	人
⑥ 遺産に係る基礎控除額	円	円
⑦ 計算の基礎となる金額 (④ - ⑥)		
⑧ 農業投資価格に基づく相続税の税額		

(注1) この付表で「農業相続人」とは、被相続人から相続や遺贈により財産を取得した人のうちで農地等
についての相続税の納税猶予の適用を受けている人をいいます。

(注2) (1)の①及び(2)の①の名義は、相続税計算課税適用財産の価額を含めて記入します。

(附15-1-3-1-A4統一)

次 葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等
(相 続 税 - 付 表 1)

〔租税特別措置法第70条の6（農地等についての相続税の納税猶予）
の適用を受けている人がいる場合の算出税額等の計算明細表〕

(1) 税額等の計算明細

区 分	申告（更正・決定）額	請 求 額
① 農業投資価格に基づく 取得財産の価額(注2)	円	円
② 債務及び葬式費用の金額		
③ 税 務 上 の 額 (① - ②)		
④ 税 務 上 の 額 に 加 算 さ れ る 課 税 基 準 額 の 算 出 税 額		
⑤ 課 税 基 準 額 (③ + ④)		
⑥ 農業投資価格に基づく相続税の税額 (⑤ の ①)		
⑦ 同 上 の あ ん 分 割 合	%	%
⑧ 算 出 税 額 (⑥ × ⑦)	円	円
農業相続人の農 業投資価格超過 額に対する税額		
⑨ 相続税の税額の税額 (本表(1)の⑧×⑩)		
⑩ 農業投資価格超過 額の税額		
⑪ 取得した農地等の 額に対する税額		
⑫ あ ん 分 割 合 (⑨ × ⑦)		
⑬ 農業投資価格に基づく算出税額 (⑧ + ⑫)		

(2) 農業投資価格に基づく相続税の税額の計算明細

区 分	申告（更正・決定）額	請 求 額
① 農業投資価格に基づく取 得財産価額の合計額(注2)	円	円
② 債務及び葬式費用の合計額		
③ 税 務 上 の 額 に 加 算 さ れ る 課 税 基 準 額 の 算 出 税 額		
④ 課 税 基 準 額 の 合 計 額		
⑤ 法 定 相 続 人 の 数	人	人
⑥ 遺産に係る基礎控除額	円	円
⑦ 計算の基礎となる金額 (④ - ⑥)		
⑧ 農業投資価格に基づく相続税の税額		

(注1) この付表で「農業相続人」とは、被相続人から相続や遺贈により財産を取得した人のうちで農地等
についての相続税の納税猶予の適用を受けている人をいいます。

(注2) (1)の①及び(2)の①の名義は、相続税計算課税適用財産の価額を含めて記入します。

(附15-1-3-1-A4統一)

次葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等
(相続税 - 付表 2)

相続税特別措置法第 70 条の 7 の 2 (非上場株式等についての相続税の納税猶予) 及び同法第 70 条の 7 の 4 (非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予) の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表

1 株式等給税額予税額の差となる相続税の税額の計算

区 分		申告 (更正・決定) 額	請求 額
(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算			
① 被相続人 (指図) 非上場株式等の価額			
② 被相続人等及び被相続人等が所有する「証券承継人」という、に係る債権及び株式等の価額の合計			
③ 特定債権 (①-②) (1,000円未満切捨て) (赤字の場合は 0)			
④ 特定債権の 20% に相当する金額 (③×20%) (1,000円未満切捨て)			
⑤ 証券承継人以外の相続人等の課税遺産の合計額			
⑥ 否認債権			
⑦ 特定債権に基づく受取金総額 (③+④-⑤)			
⑧ 特定債権の 20% に相当する金額に相当する原因資産総額 (⑦+⑥-⑧)			
(2) 「特定価額に基づく相続税の税額」等の計算 (課税額)			
⑨ 被相続人の氏名	法定相続分	特定価額に基づく相続税の税額の計算 ⑨ 特定価額に相当する取得金額 (②×③) 円	特定価額の 20% に相当する金額に基づく相続税の税額の計算 ⑨ 特定価額に相当する取得金額 (②×③) 円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
法定相続分の合計	1	⑨ 相続税の税額 (⑨の合計額)	⑨ 相続税の税額 (⑨の合計額)

2 株式等給税額予税額の計算

区 分		申告 (更正・決定) 額	請求 額
(1) 証券承継人の課税遺産総額の合計と課税遺産総額から被相続人等が所有する債権及び株式等の税額を控除した金額			
② 特定債権に相当する取得金額 (②×③) (1,000円未満切捨て) (赤字の場合は 0)			
③ 特定債権に相当する取得金額 (②×③) (1,000円未満切捨て) (赤字の場合は 0)			
a (②+③-④) の金額 (赤字の場合は 0)			
④ 特定債権の 20% に相当する金額に相当する証券承継人の算出税額 (1) の②×③の④/①の (②+③) (1,000円未満切捨て) (赤字の場合は 0)			
⑤ 特定債権の 20% に相当する金額に相当する債権総額の 2 割額が控除される場合の算出税額 (②×20%)			
b (②+③-⑤) の金額 (赤字の場合は 0)			
⑥ 証券承継人の課税遺産に相当する算出税額 (赤字の場合は 0)			
⑦ (①+a-b-⑥) の金額 (赤字の場合は 0)			
⑧ (a-b-⑦) の金額 (赤字の場合は 0)			
⑨ 被相続人 (指図) 非上場株式等に係る会社が 1 以上ある場合の会社ごとの株式等給税額予税額			
イ (会社名) に係る株式等給税額予税額 (⑨イの株式等に係る債権/①の②)			
ロ (会社名) に係る株式等給税額予税額 (⑨ロの株式等に係る債権/①の②)			
ハ (会社名) に係る株式等給税額予税額 (⑨ハの株式等に係る債権/①の②)			
⑩ 株式等給税額予税額 (イ+ロ+ハ)			

(附 15-1-3-3-A-4 表)

(新規)

次 葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等
(附 与 税)

	区 分		申告(更正・決定)額	請 求 額
I 暦年課税分	財産の価額の合計額(課税価格)	①	円	円
	配偶者控除額	②		
	基礎控除額	③		
	②及び③の控除後の課税価格 (①-②-③)	④		
	④に対する税額	⑤		
	外国税額の控除額	⑥		
	差引税額(⑤-⑥)	⑦		
II 特定贈与者ごとの課税価格の合計額	特定贈与者ごとの課税価格の合計額	⑧		
	特定贈与者ごとの差引税額の合計額	⑨		
III 合 計	課税価格の合計額(①+⑧)	⑩		
	差引税額の合計額(納付すべき税額 (⑦+⑨))	⑪		
	農地等納税猶予税額	⑫		
	林業等納税猶予税額	⑬		
	申告期限までに納付すべき税額 (⑩-⑪-⑫-⑬)	⑭		

(資 15-1-4-1-A4 続一)

次 葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等
(附 与 税)

	区 分		申告(更正・決定)額	請 求 額
I 暦年課税分	財産の価額の合計額(課税価格)	①	円	円
	配偶者控除額	②		
	基礎控除額	③		
	②及び③の控除後の課税価格 (①-②-③)	④		
	④に対する税額	⑤		
	外国税額の控除額	⑥		
	差引税額(⑤-⑥)	⑦		
II 特定贈与者ごとの課税価格の合計額	特定贈与者ごとの課税価格の合計額	⑧		
	特定贈与者ごとの差引税額の合計額	⑨		
III 合 計	課税価格の合計額(①+⑧)	⑩		
	差引税額の合計額(納付すべき税額 (⑦+⑨))	⑪		
	納税猶予税額	⑫		
	申告期限までに納付すべき税額 (⑩-⑪-⑫)	⑬		

(資 15-1-4-1-A4 続一)

特定贈与者の氏名

次 葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等
(贈与税 - 付表 1)

〔相続時精算課税の適用を受けている場合の計算明細書〕

区 分	申告(更正・決定)額	請求額
財産の価額の合計額 (課税価格)	① 円	円
①のうち 住宅取得等資金の額	②	
①のうち 住宅取得等資金以外の額 (①-②)	③	
過去の半年の申告において控除した住宅資金特別控除額の合計額 (最高 1,000 万円)	④	
住宅資金特別控除額の残額 (1,000 万円-④)	⑤	
住宅資金特別控除額 (⑤の金額と③の金額のいずれか低い金額)	⑥	
翌年以降に繰り越される住宅資金特別控除額 (1,000 万円-⑥-③)	⑦	
⑥の控除後の課税価格 (③-⑥)	⑧	
過去の半年の申告において控除した特別控除額の合計額 (最高 2,500 万円)	⑨	
特別控除額の残額 (2,500 万円-⑨)	⑩	
特別控除額 (⑩の金額と⑧の金額のいずれか低い金額)	⑪	
翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500 万円-⑪-⑧)	⑫	
⑪の控除後の課税価格 (⑧-⑪)	⑬	
⑬に対する税額 (⑬×20%)	⑭	
外国税額の控除額	⑮	
差引税額 (⑭-⑮)	⑯	

(注) この付表は、相続時精算課税に係る特定贈与者ごとに作成してください。

(資15-1-4-2-A4 添一)

特定贈与者の氏名

次 葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等
(贈与税 - 付表)

〔相続時精算課税の適用を受けている場合の計算明細書〕

区 分	申告(更正・決定)額	請求額
財産の価額の合計額 (課税価格)	① 円	円
①のうち 住宅取得等資金の額	②	
①のうち 特定同族株式等の額	③	
①のうち 住宅取得等資金及び特定同族株式等以外の額 (①-②-③)	④	
過去の半年の申告において控除した住宅資金特別控除額の合計額 (最高 1,000 万円)	⑤	
住宅資金特別控除額の残額 (1,000 万円-⑤)	⑥	
住宅資金特別控除額 (⑥の金額と④の金額のいずれか低い金額)	⑦	
翌年以降に繰り越される住宅資金特別控除額 (1,000 万円-⑦-④)	⑧	
特定同族株式等特別控除額 (500 万円)	⑨	
⑦及び⑨控除後の課税価格 (④-⑦-⑨)	⑩	
過去の半年の申告において控除した特別控除額の合計額 (最高 2,500 万円)	⑪	
特別控除額の残額 (2,500 万円-⑪)	⑫	
特別控除額 (⑫の金額と⑩の金額のいずれか低い金額)	⑬	
翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500 万円-⑬-⑩)	⑭	
⑩の控除後の課税価格 (⑩-⑬)	⑮	
⑮に対する税額 (⑮×20%)	⑯	
外国税額の控除額	⑰	
差引税額 (⑯-⑰)	⑱	

(注) この付表は、相続時精算課税に係る特定贈与者ごとに作成してください。

(資15-1-4-2-A4 添一)

(新規)

次 葉

申告に係る課税価格等及び更正の請求による課税価格等
(贈 与 税 一 付 設 2)

〔 住宅取得等資金の非課税の適用を受けて
いる場合の計算明細書 〕

	区 分		申告(更正・決定)額	請 求 額
住 宅 取 得 等 資 金 の 非 課 税 分	住宅取得等資金の合計額 1	㊦	円	円
	住宅取得等資金の合計額 2	㊧		
	____年分の申告において非課税の適用を受けた 住宅取得等資金の合計額 (最高 500 万円)	㊨		
	住宅取得等資金の非課税の適用残額 (500 万円～㊨)	㊩		
	㊨のうち非課税の適用を受ける金額	㊪		
	㊩のうち非課税の適用を受ける金額	㊫		
	贈与者別の非課税の適用を受ける金額 の合計額 (㊪+㊫) (最高・500 万円又 は㊨の金額のうち低い金額)	㊬		
	㊬のうち課税価格に算入される金額 (㊬－㊭)	㊭		
	㊬のうち課税価格に算入される金額 (㊭－㊮)	㊮		
	____年分の住宅取得等資金の贈与～繰り越 される非課税額 (500 万円～㊭－㊮)	㊯		